

# 目指せ！Gマーク（安全性優良事業所）更新！！



## 【Gマークとは】

(社)全日本トラック協会が2003年7月から開始した、事業者の安全性を評価・認定し、公表する制度です。認定事業者は、左のマークを掲示することが認められており、利用者が安全性の高い事業者を選ぶ際の目印となることが期待されています。

認定には、「①安全性に対する法令の順守状況 ②事故や違反の状況 ③安全性に対する取組の積極性」をテーマとした38の評価項目で、101点満点中80点以上（足切りあり！）の評価を受けなければなりません。

また、認定を取得しても、2～4年で更新審査があり、認定事業者は油断することなく安全への取り組みを継続する必要があります。

当社は、2013年に滝沢・矢巾・水沢の全営業所で申請をして認定を受けました。以降、2015年、2018年と更新し、今年は3回目の更新となります。更新時には必ず「貨物自動車運送適正化事業実施機関（トラック協会）」の巡回指導があり、11月17日水沢営業所が指導員による立入検査（指導）を受け、結果、「指摘事項なし」との評価をいただきました。

令和4年11月28日

株式会社 アストモスガスセンター岩手  
水沢営業所 御中

岩手県貨物自動車運送  
適正化事業実施機関

### 適正化事業実施機関の巡回指導結果について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は当実施機関の巡回指導業務に対しご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日実施しました巡回指導の結果について、前回の評価と併せてお知らせ致しますので、今後の管理指標としてご活用ください。

|    | 実施日         | 総合評価 | 評価点数           |
|----|-------------|------|----------------|
| 今回 | 令和4年11月17日  | A    | 40 / 40 点中 (B) |
| 前回 | 平成30年 9月12日 | A    | 37 / 37 点中     |

（注）令和5年度の安全性評価事業（Gマーク）における制度の変更（点数配分含む）に伴い、令和4年7月1日以降の巡回指導においては運送安全マネジメントに係る評価を含めて、評価点数は前40点となります。

◇改善をお願いした項目につきましては、報告期限までに改善し、改善を証する書類（筆跡書類）の提出をお願いいたします。

◇口頭にて注意した事項につきましても、確実な実施をお願いいたします。

◇「否」の項目の内容や改善状況によっては、運輸支局の監査・指導対象となる可能性があります。

※安全性評価事業（Gマーク）の認定には上記の評価点数32点以上が認定要件の一つとなります。

※総合評価は、A : B : C : D : E : その他 の6段階となります。評価基準は、巡回時に調査した「適」及び「否」を付けた項目を100として、「適」の占める割合で評価したものです。

- ① A⇒90%以上 ② B⇒80%以上90%未満 ③ C⇒70%以上80%未満
- ④ D⇒60%以上70%未満 ⑤ E⇒60%未満 ⑥ その他⇒指導項目が15項目以下の場合をただし、重点指導項目に「否」がある場合は、評価が1段階引き下がります。

敬具

（お問い合わせ先）  
 岩手県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
 （公社）岩手県トラック協会 適正化事業部  
 (TEL)019-637-2171 (FAX)019-638-6010



朝・夜の気温が氷点下の日が増えてきましたが、寒さに負けず頑張ります！

